

○新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金利子補給
金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、売上減少などの経営の安定に支障を生じている市内中小企業者が、新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金融資保証制度を利用し、経営の安定に必要な資金（以下「経営安定資金」という。）の融資を受けた場合に、支払った利子の補給措置を特別に講じることを目的とする。

(対象資金)

第 2 条 利子補給金の対象資金は、新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金融資保証制度要綱（令和 2 年長門市告示第 32 号。以下「経営安定資金融資保証制度要綱」という。）の規定により、融資実行された経営安定資金とする。

(対象者)

第 3 条 この告示による融資に係る利子補給金の対象者は、市税の滞納がない者であって、経営安定資金融資保証制度要綱第 6 条第 3 項の規定により保証料補給認定書の交付を受けた中小企業者とする。（以下「対象者」という。）

(利子補給金の期間)

第 4 条 利子補給金の交付対象期間は、融資を受けた日から 10 年間以内（3 年以内の据置期間を含む。）とする。

(利子補給金の額)

第 5 条 利子補給金の額は、第 3 条に規定する資金の利子とし、令和 2 年度においては、償還開始の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間に支払われる利子額とし、令和 3 年度以降は当年 4 月 1 日から次年 3 月 31 日までに支払われた利子額とする。ただし、約定償還日を超えたことにより支払うべき延滞利息等は対象から除くものとする。

(利子補給金の交付申請)

第 6 条 利子補給金の交付を受けようとする対象者は、経営安定資金の融資を受けた後、新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金融資利子補給金交付申請書兼実績報告書（別記様式第 1 号。以下「交付申請書兼実績

報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 融資を実行したことが確認できる書類の写し
- (2) 償還予定表の写し
- (3) 市税の滞納がないことの証明書
- (4) 口座振替申出書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 令和3年度以降については、当該年度の年度末までに申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 利子払込証明書
 - (2) 市税の滞納がないことの証明書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (利子補給金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、利子補給の対象とすることが適当であると認めるときは、新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金融資利子補給金交付決定通知書兼額確定通知書(別記様式第2号。以下「交付決定通知書兼額確定通知書」という。)により、また適当でないとき認めるときは、新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金融資利子補給金不交付決定通知書(別記様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。

(利子補給金の実績報告及び額の確定)

第8条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請書兼実績報告書に添付書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、令和3年度以降については、前項にかかわらず、第6条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出により実績報告とすることができる。

2 市長は、前項による利子補給金の実績報告があったときは、補助金の額を確定し、交付決定通知書兼額確定通知書により通知するものとする。ただし、令和3年度以降については、前条の規定による補助金の交付の決定とあわせて、補助金の額を確定し交付決定通知書兼額確定通知書により通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第9条 前条に規定する利子補給金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書兼額確定通知書を受理した後、10日以内にその写しを添えて本市の指定する請求書（別記様式第4号）を市長へ提出するものとする。

（利子補給金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により請求書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付決定者に対し、利子補給金を令和2年度については概算払い、令和3年度以降については精算払いにより交付するものとする。

（取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利子補給の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 償還予定表に基づく決済が2箇月以上滞ったとき。
- (3) 返済期間中に事業が中止、倒産したとき。
- (4) 利子補給金の交付申請に偽りその他の不正行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか市長が不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合、利子補給金の交付を停止し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（変更の届出）

第12条 交付決定者又は交付決定を受けようとする者は、申請内容に変更があった場合は遅滞なく変更届（別記様式第5号）に変更内容の確認できる書類等を添付して市長に届けなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月22日から施行する。